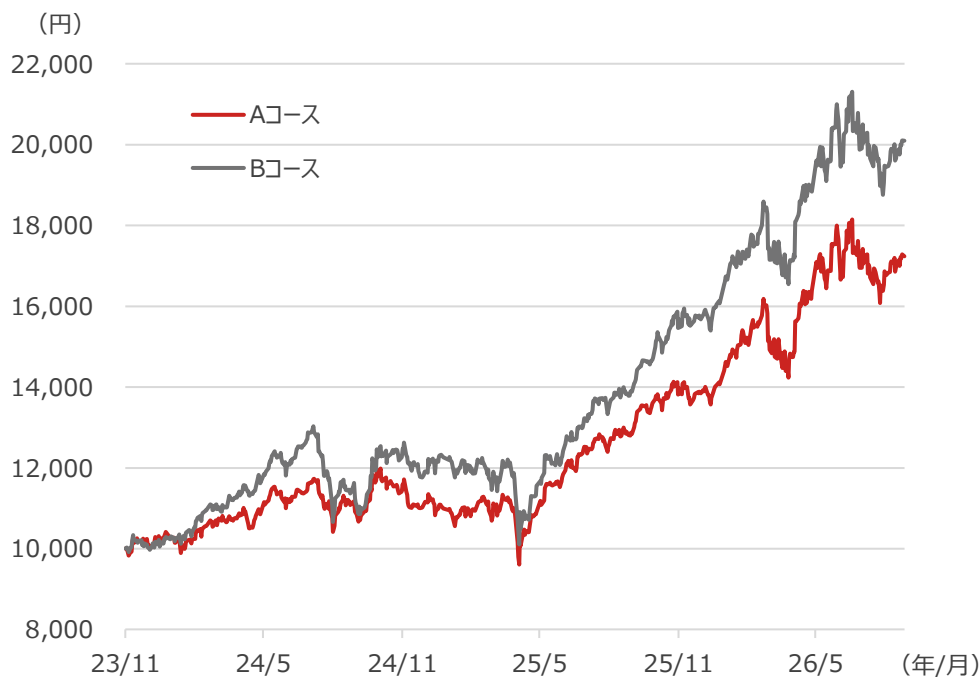


設定来の運用状況と組入資産の調整について

① 設定来の運用状況について

「野村アバンティス新興国株ファンド Aコース（野村SMA・EW向け）」および「野村アバンティス新興国株ファンド Bコース（野村SMA・EW向け）」（以下、「各ファンド」といいます。）は、主要投資対象である、米ドル建ての外国投資信託「アメリカン・センチュリー・ETF・トラストーアバンティス・エマージング・マーケット・エクイティ・ETF」（以下、「投資先ETF」といいます。）を通じて新興国の企業の株式に投資を行なうファンドとして2023年11月6日に設定されました。新興国株式市場は、2024年に中国景気の減速懸念が高まったことや、2025年4月に米国の関税政策方針が嫌気されたことなどから下落する局面がありました。しかし、その後は米国の関税措置を巡る不透明感の後退が好感されたことや、世界的な半導体需要の拡大の見方によりAI・半導体関連銘柄が大きく上昇したことなどから、各ファンドも大きく上昇しました。次ページでは、投資先ETFを通じて保有する特定銘柄の株価上昇を背景に、足元で投資先ETFへの投資比率を調整していることについてご説明します。

基準価額（分配金再投資）の推移



期間：2023年11月6日（設定日）～2026年8月31日、日次
基準価額（分配金再投資）とは、当初設定時より課税前分配金を再投資したものと計算した価額であり、ファンドの収益率を測るためのものです。したがって、課税条件等によって受益者ごとに収益率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮しておりません。

上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

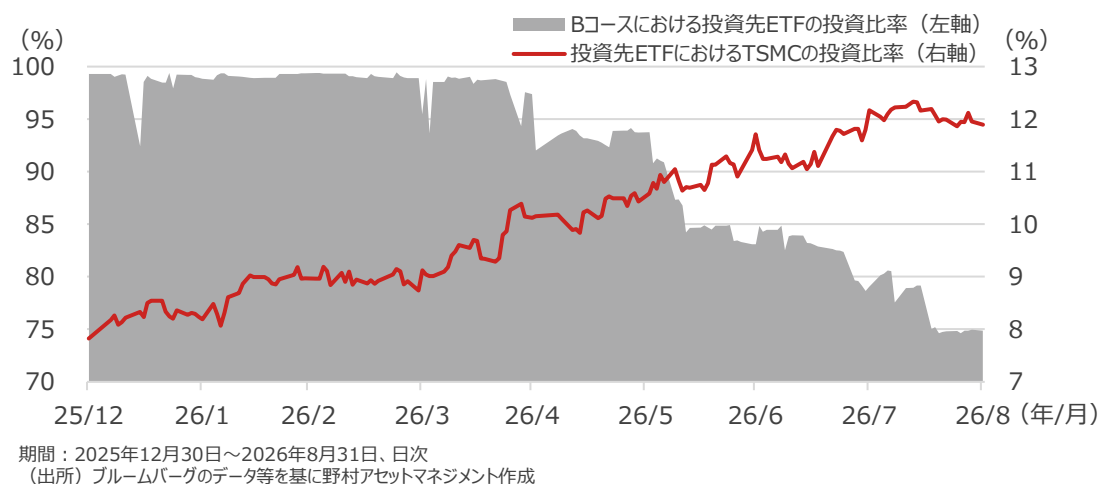
② 足元の組入資産の調整について

投資先ETFへの投資比率の調整状況

投資先ETFについて、生成AI関連需要の拡大等を背景に、主要投資銘柄の一つであるTSMC（台湾セミコンダクター）の株価が年初来で大きく上昇しました。その結果、投資先ETFにおけるTSMCの投資比率も大きく上昇し、2026年8月末現在では10%を超える水準となっています。

各ファンドの設定時点では、各ファンドが実質的に投資対象とする新興国株式のユニバースにおいて時価構成比率が10%を超える銘柄は存在していなかったことから、分散型ファンドとして同一銘柄への投資割合の上限を純資産総額の10%とする旨を約款に規定していました。しかし、近年では各ファンドの実質的な投資対象ユニバースにおける上位銘柄の時価構成比率が大きく上昇し、2025年以降で10%を超える銘柄の存在が顕著となったことから、各ファンドが投資対象とする投資先ETFにおいても一部銘柄の投資割合が10%を超えることとなり、当該投資先ETFへの投資比率を引き下げている状況です。なお、本対応は投資信託及び投資法人に関する法律の分散投資規制および上記規則に基づく対応であり、当ファンドや投資先ETFの運用方針に変更はございません。ファンド設定当初より、投資先ETFの銘柄構成等に応じて当該ETFの投資比率を調整する場合があることを前提に運用しておりますが、ETF投資比率の低下によって各ファンドの投資先ETFとの運用パフォーマンスの連動度が従前より低下していることから、投資先ETFの価格が上昇する局面では各ファンドの基準価額の上昇率が投資先ETFを下回る場合があります。

Bコースにおける投資先ETFの投資比率と投資先ETFにおけるTSMCの投資比率の推移



投資信託約款の変更予定について

上記のような状況を踏まえ、投資先ETFへの投資比率を高位に維持することを目的に、各ファンドを特化型運用へ変更し、同一銘柄の株式への投資割合の上限を、特化型ファンドにおける支配的銘柄への投資上限と同水準である35%に引き上げる約款変更を行なうため、約款変更に関する書面決議を2026年10月30日に実施する予定です。約款変更が成立した場合、2027年2月26日以降、各ファンドは特化型運用を行ないます。なお、特化型運用の開始までの期間は引き続き、投資先ETFにおける銘柄構成状況等を確認し、必要に応じて投資先ETFへの投資比率の調整を行なう方針です。

上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。
また、特定銘柄の売買などの推奨、また価格などの上昇や下落を示唆するものではありません。

（ご参考）書面決議の流れ

① 書面決議に係る受益者確定日	2026 年 9 月 1 日（火）
② 書面決議に係る議決権行使期限	2026 年 10 月 29 日（木）
③ 書面決議の日	2026 年 10 月 30 日（金）
④ 約款変更予定日（適用開始予定日）	2027 年 2 月 26 日（金）

各ファンドの約款変更に関するお知らせを、電子公告の方法により、野村アセットマネジメントのホームページ（<https://www.nomura-am.co.jp/>）に2026年8月31日（月）に掲載しております。

各ファンドの議案の議決権を行使できる受益者の方は、2026年9月1日（火）現在の各ファンドの受益者です。

なお、書面決議の結果につきましては、書面決議終了後、速やかに野村アセットマネジメントのホームページ等にてお知らせいたします。

詳しくは上記のお知らせや議決権行使書面をご確認ください。

【投資リスク】

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式等に実質的に投資する効果を有しますので、当該株式の価格下落や、当該株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落することがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替の変動により基準価額が下落することがあります。

したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「投資リスク」をご覧ください。

【当ファンドに係る費用】

（2026年9月現在）

ご購入時手数料	ありません。
運用管理費用 （信託報酬）	ファンドの純資産総額に年0.22％（税抜年0.20％）の率を乗じて得た額が、お客様の保有期間に応じてかかります。 ○実質的にご負担いただく信託報酬率 年0.55％程度（税込） ＊ファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。
その他の費用 ・手数料	組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、ファンドに関する租税等がお客様の保有期間中、その都度かかります。 ※これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。
信託財産留保額 （ご換金時）	1万口につき基準価額に0.3％の率を乗じて得た額

上記の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

＜分配金に関する留意点＞

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。
- 投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

NOMURA
野村證券

お申込みは

商 号：野村證券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号
加入協会：日本証券業協会／一般社団法人資産運用業協会／
一般社団法人金融先物取引業協会／一般社団法人第二種金融商品取引業協会／
一般社団法人日本STO協会

設定・運用は

NOMURA
野村アセットマネジメント

商 号：野村アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号
加入協会：一般社団法人資産運用業協会／
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

ファンドの基準価額等についてのお問い合わせ先：野村アセットマネジメント株式会社

● サポートダイヤル ☎ 0120-753104 <受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

● ホームページ

<https://www.nomura-am.co.jp/>



【当資料について】

- 当資料は、ファンドに関する参考情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したものです。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
- 当資料中の記載事項は、全て当資料作成時以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。
- 当資料中のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。

【お申込みに際してのご留意事項】

- ファンドは、元金が保証されているものではありません。
- ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- お申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。